

平成25年 第19回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年11月28日（木）午前9時59分

場 所：教育委員会室

平成25年11月28日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第87号議案

平成25年度東京都公立学校長等任用審査について

第88号議案から第95号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都立専門高校改編基本構想検討委員会の設置について

(2) いじめ問題への対応について

(3) 平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都独自の調査）の結果について

(4) 平成25年度東京都教育委員会職員表彰について

(5) 平成25年度東京都教育委員会事業貢献企業等に対する表彰について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	直 原 裕
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	松 山 英 幸
	都立学校教育部長	堤 雅 史
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈 久
	全国高校総体推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司

（書 記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史
-------	-----------	---------

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第19回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、時事通信社外6社、合計7社からの申込みがございました。また、傍聴者は合計20名からの傍聴の申込みがございました。

許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、入室していただいでください。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に私の方から申し上げます。

東京都教育委員会定例会において議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき、7月以降11月14日の定例会までに延べ8人の傍聴者に退場を命ずる事態となっております。

特に前回11月14日の定例会において4名もの傍聴者に対して退場命令を出さざるを得ない状況が生じたことは極めて遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促してもなお違反行為を行う場合には退場を命じます。また、傍聴人規則に違反する行為により議事を妨害するようなことが生じた場合には法的措置をとらせていただきますので、この点につきましてあらかじめ申し上げておきます。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回10月24日開催の第17回定例会会議録については、先日本配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を頂きたいと思えます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、前回11月14日開催の第18回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

【教育政策担当部長】 前回の議事録について1点訂正がございますので、お願ひいたします。第18回定例会会議録8ページでございます。総務部長発言の2行目から3行目にかけて、退場を命ぜられたものが2名含まれておりますという記述がございますが、その後確認したところ、3名であるということが明らかになりましたので、速記録を見え消しの形で2名から3名に訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 承知しました。では、会議録をまとめる際に、今訂正のあった内容について注釈等を加えて、分かるようにしていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

まず、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第87号議案から第95号議案までの議案並びに報告事項（4）及び（5）については、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については、そのように取り扱います。

報 告

（1）都立専門高校改編基本構想検討委員会の設置について

【委員長】 報告事項から参ります。報告事項（1）都立専門高校改編基本構想検討委員会の設置について、説明を、教育改革推進担当部長、よろしくお願ひします。

【教育改革推進担当部長】 A4判の報告資料（1）を御覧いただければと思いま

す。都立専門高校改編基本構想検討委員会の設置について御報告したいと思います。

まず「都立専門高校の改善に向けた現状と課題」で、左側のボックスですが、専門高校生の進路は、近年、進学者の増加によって、就職者は4割程度にとどまっております。また、一部の専門学科では志望倍率も低い状況でございます。また、中退率についても普通科が0.9パーセント、専門高校は3.1パーセントと普通科よりも高い中途退学率となっております。

さらに、科学技術の進展や産業構造の変化に伴って、職業人に求められる技術の高度化などの課題も生じてきてございます。

このような状況と課題を踏まえ、平成24年2月に定められた都立高校改革推進計画第一次実施計画において専門高校の学科改編等として、専門高校に在り方について検討組織を設置し、企業や生徒等のニーズに応じた学科の改編や新たな学科の設置などについて、規模の見直しも含めて検討を進めることを定められております。

そこでまず、専門高校のニーズ調査をということで、下段ですが、調査期間として今年の10月から来年の3月までを予定して、在校生、企業、高校、様々な方に対して調査を実施しているところでございます。

右側を御覧いただきたいと思っております。このようなニーズ調査を踏まえて、右上にある外部委員等を含めた都立専門高校改編基本構想検討委員会を設置したいと考えております。

委員会では、農業、工業、商業、産業、福祉、家庭などの専門学科における（1）都における専門高校の在り方に関する事、（2）都立専門高校の改編に係る基本的事項に関する事について検討してまいりたいと考えております。

具体的な委員は、別紙A4判を御覧いただきたいと思っております。ここにお示した学識経験者3名、民間企業関係者4名、PTAの関係者2名、都立専門高校の校長5名、それから都内中学校の校長1名、そして教育庁の職員5名の計20名で委員会を構成しております。

1枚目を御覧ください。検討委員会は全6回を予定し、今年の12月から来年の7月までに検討をしてまいりたいと思っております。

下のスケジュールを御覧ください。先ほど御説明した「専門高校のニーズ調査」、

「都立専門高校改編基本構想検討委員会」を行って、来年度、具体的な専門高校の改編に関する計画の検討作業に入ってまいりたいと考えております。これに基づいて魅力ある専門高校づくりにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、都立専門高校改編基本構想検討委員会の設置について御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御意見、御質問はございますか。

【竹花委員】 大変基本的なことで恐縮ですが、専門高校というものは、法令上はどこかに規定がありましたか。

【教育改革推進担当部長】 普通教科に加えて専門教育を施すという形で、何条かは、済みません、今すぐ出ませんが、規定してございます。

【竹花委員】 専修学校とは違うわけですか。

【教育改革推進担当部長】 専修学校とは違います。

【竹花委員】 どこか法律にありましたか。調べておいてください。

【教育改革推進担当部長】 申し訳ございません、後ほど、お調べしまして報告させていただきます。

【竹花委員】 今この都立の専門高校は全部で何校ありましたか。

【ものづくり教育推進担当課長】 併合科を除く全日制ですと39校でございます。全日制、定時制、併合科等を含めると46校です。

【竹花委員】 主にどういう科目のもの、どういう専門高校が多いのですか。

【教育改革推進担当部長】 一番は工業高校、それから商業高校、農業高校となっております。

【竹花委員】 外部にこの都立専門高校の代わりをするような組織とかいうものはできているんですか。例えば今、高校を卒業してから生徒さんが行かれる専門学校とかがあるではないですか。この専門高校は、そういう専門学校と競合するというわけではないのですね。

【教育改革推進担当部長】 専門高校の運営には、かなりお金がかかるので、私立の工業高校などは少なく公立が中心となっているところでございます。

また、専修学校については様々なものに分かれていますので、ここを学んでから更に勉強をしてスキルを上げたいという形で進学しているお子さんがいることは事実です。それが近年の就職者が4割で、それ以外のお子さんは進学している状況となっております。

【竹花委員】 ありがとうございます。既に教育委員会で何度もこの問題について御報告もあり、議論もしてきたのですが、時代が大きく変わっておりますし、ニーズも変わっていると思うので、しっかりした調査を踏まえて検討していただき、検討状況も含めて東京都教育委員会にも御報告願いたいと存じます。よろしく願いいたします。

【委員長】 この外部の委員、外部有識者、殊に企業の方は、この御自分の所属しておられる企業でこれまで、専門高校の卒業生を雇用されている方ですか。

【教育改革推進担当部長】 はい、別紙にあるダイヤ精機の諏訪貴子さんは、ウーマン・オブ・ザ・イヤー2013年で大賞を取られ、町工場の星と称されている方でございます。また、六郷工科高校との関係も深く、デュアルシステムにも御協力いただいております。卒業生の就職実績もでございます。

また、善養寺さんは工芸高校の金属工芸科を卒業しておりまして、自身の経験などに基づいてお話を頂ければと思っております。入っていただいているところでございます。

【委員長】 あとの方は。

【教育改革推進担当部長】 川合様は学校関係ですので、特にファッション関係の業界の中でグローバル人材をどう育成していったらよいかということでお話を頂ければと考えております。

また、柳沢さんは東京しごとセンター・ヤングコーナーの統括責任者を経験されているなど、高校生の就職、キャリアなどに詳しい方ですので、その観点から高校生の進路、就職先などについていろいろな御意見を頂ければと考えているところでございます。

【委員長】 ありがとうございました。

何度も申し上げましたが、専門高校についてはこれまで随分いろいろな施策を試みてきたのですが、なかなか世の中の認知を得られない。現実には卒業生、特に工業高

校については日本のものづくりで相当活躍しているのですが、それがなかなか認知されないという状況です。ということで子供たちがこの学校を選ぶということが非常に難しい状況になっていますので、是非、東京都として何か新しい施策が出せるように、この委員会に大いに期待したいと思います。

【内館委員】 専門高校生の進路で、最近は進学者が増えているということですが、これは恐らく中学から志望した段階では進学せずに、ここで技術を身に付けるなりして生きていこうと思ったと思うのですが、途中で進学に変わるということは、高校に入ってから意識が相当変わったということですか。

【教育改革推進担当部長】 やはり最初は就職をしようという生徒がかなり多うございます。工業高校などでは6割以上が就職していく方向ですし、求人倍率も4倍を超えておりますので、その中で就職しておりますが、工業高校の中には科技高などの進学を重点にしている学校もございますので、これらの学校では9割ぐらいが就職でなく進学しております。それらを工業高校全体でならしておりますので、就職が若干減っているように見えますが、多くのお子さんが就職をしております。その中で勉強したいという生徒が、更に専門学校とか大学等に行っているケースもございます。

【内館委員】 分かりました。

【教育改革推進担当部長】 1点、済みません、先ほどの法令ですが、学校教育法第50条に規定してございます。

【ものづくり教育推進担当課長】 ただいまの件に更に補足しますと、更に高等学校設置基準の第2章第6条2で、各専門学科について定めがございます。

【竹花委員】 ありがとうございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。

それでは、先ほど申しあげましたように、私、個人的にはこれに非常に大きく期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) いじめ問題への対応について

【委員長】 2番目の報告事項へ参ります。(2) いじめ問題への対応について、説明者は指導部長です、よろしくお願ひします。

【指導部長】 昨年の10月から今年の8月まで検討を重ねてきた専門家会議の検討内容がまとまりましたので、報告させていただきます。

この専門家会議は、帝京科学大学の有村先生を座長として各方面の専門家にお集まりいただき、いじめの具体的な対応について検討してまいりました。並行して教職員研修センターにおいても、いじめ問題に関する研究を進めていて、この結果を踏まえて具体的な対策をまとめたところです。

このいじめ問題に関する研究の結果について最初に御説明しますので、恐れ入りますが、11枚の資料の後ろから3枚目、右下に9と書いた【参考1】を御覧いただければと思います。

教職員研修センターでは昨年の10月から今年の8月までこの研究を進めてきております。意識調査を行ってきて、東京都の子供たちの約1パーセントに当たる児童・生徒9,360人を抽出した調査で、教員、保護者も含めて約1万5,000人を対象とした大規模な調査です。

注目していただきたい点が4点ありまして、まず1点目は、このグラフの左上で、いじめについての認識・考え方で、いじめの原因にはどのようなことがあるかとの問いに、これは子供あるいは教員、保護者も一番上の「ストレスがたまっている」からや、下から4番目ですが、「子供同士がお互いを大切にしていない」からという回答がある中で、真ん中辺りに赤で囲んだ「学校のいじめをなくす努力がたりない」という回答をしている子供が31.3パーセント、10人に3人がこう答えております。

一方、この下ですが、教員は8.1パーセントということで、教員は学校のいじめをなくす努力をしていると考えていることに対して、子供は、いや、していないのはいか、足りないのではないかという、この乖離^{かい}がまず一つございます。

その右側ですが、今度はいじめられた経験がある児童・生徒のうち、相談しなかったという子供が45.6パーセントいるということを踏まえ、児童・生徒が、相談できるようになるということが大きな課題であります。

なぜ相談しなかったのかという理由ですが、ここに書いてありますとおり、相談す

ると「被害が悪化するから」あるいは「誰かに言ってもいじめは解決しないから」という理由から、子供たちは相談しないと答えております。

また、このグラフの下に、相談した相手は誰ですか、保護者、友達、担任と書いてありますが、この内訳を申し上げますと、保護者は73パーセント、友達は47パーセントに対して、担任の先生は35パーセントと、保護者、友達に比べると少なくなっております。やはり担任にいかにか相談しやすくするかという問題がまたございます。

そしてその下で、いじめというと当然、加害の子供、被害の子供がいるわけですが、実はその周囲には多くの子供たちがそのいじめを見ているわけで、その周囲の子供について、いじめを見ても何もしないという周囲の子供が何と49パーセントもいる一方、誰かに相談した周囲の子供は22.5パーセントにとどまっております。

また、なぜ見ても何もしないのかといいますと「関わりをもちたくないから」あるいは「自分がいじめられたくないから」という答えをしている子供が多いということで、子供たちが相談しても自分を守ってもらえるというような取組を進めていかない限り、このいじめの問題はなかなか解決しないという結果がこの研究から明らかになっていきます。

その次、今度は裁判事例で、右下に10とある資料です。これは神奈川県津久井町で起きた、いじめによる自殺の判例ですが、いじめ、自殺の関係が問われた裁判事例は、1981年から2007年までの間に13の判例がございます。この13のうち、八つの事案で学校に過失があると認定されて賠償責任が問われました。この8事案のうち学校の過失と自殺の因果関係が認定された事案は二つございまして、そのうちの一つがここに示した神奈川県津久井町の事例でございます。

簡単に概略を申し上げますと、中学2年で転校してきた子供が転校当初から複数の子供にいじめられるようになり、5月からはそのいじめが激しくなり、教科書への落書きや教科書を隠されるといういじめが進んでまいります。そして3か月経った7月には、教科書にマーガリンが塗り付けられる、画びょうが椅子に置かれるなどのいじめが発生して、この生徒はその日の夕刻に自ら命を絶ったという事例でございます。

この間、学校の担任あるいは管理職はどうしていたのかを分析したところ、この担任はそのいじめを把握しておりました。そして、双方仲良くするようにと握手をさせ

たり、いじめた子供に対して、それはいけないぞといった指導はしてはいましたが、こういういじめがあるということを管理職あるいは学年主任に報告せず、一人で抱え込んでいたという問題、また保護者への連絡が不十分であった、学校全体でこの問題を解決しようとする体制が構築されていなかったという、学校の組織としての課題がこの判例から見えてきております。

もう一度1枚目に戻っていただきたいと思います。教職員研修センターでの研究を踏まえて、また左側2番目に書いてあります国のいじめ防止対策推進法が本年9月に施行されております。これを受けて今後検討すべきこととして、点線で囲んでおりますが、まず学校が具体的にどういう取組をしなければいけないか、どういう組織を立ち上げなければいけないか。そして、学校の取組にもかかわらず重大事態に至った場合には、どのような対処をしなければならないか。これを今後定めていかなければならないということです。

3として、このいじめ問題への対応に当たって、ここでは四つのポイントと書いてありますが、これは基本的な考え方をまとめています。いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こり得るとの認識の下、日常的に未然防止に取り組まなければなりません。その未然防止にもかかわらず発生した場合には、早期に発見、早期対応が極めて重要であるということで、この後、御説明しますが、この報告では最初の未然防止の段階、早期発見、早期対応、そして重大事態が発生した段階というそれぞれの段階ごとに何をすべきかを具体的に示してございます。

また、こうした取組は、ただ示してもなかなか実行性を伴いませんので、定期的にそうした対策ができているかどうかという取組状況を学校が、また私ども教育委員会も点検評価をしていかなければいけないということを左下を書いております。

右側ですが、そうした未然防止から重大事態までのそれぞれの段階を貫く、どの段階にあってもこのポイントを外してはならない重要なポイントを4点絞りました。

まずポイントⅠは、先ほど判例でも触れましたが、一人の担任の努力では解決し切れない場合があります。そのときには学校全体の組織的な対応が当然不可欠であるということです。

ポイントⅡは、被害の子供を守るということで、この被害の子供のサインをまず第

一に把握することです。そして、先ほどあった担任に相談しやすくする、あるいは担任に相談することが無理ならば、様々な方法でそのサインをキャッチするということが必要になるというのがポイントⅡであります。

ポイントⅢについては、先ほどの研究の結果でも触れましたが、周囲の子供たちを放置してはならないことです。周囲の子供から声を上げられるように、声を上げても自分は守ってもらえると安心感を持って言葉を発してもらうための取組をここで柱としてやっていかなければならないということでもあります。また、教員が上からあれこれ申してもなかなか解決しませんので、子供たちの主体的な取組も支援していく必要があるということです。

さらにポイントⅣの柱として、特に保護者と学校は同じ方向を向いて、早い段階から保護者に情報を提供し、保護者と学校が情報を共有して取り組んでいかなければ解決を図れないという柱を4本目といたしました。

1枚めくって、右下2と書いてある資料を御覧ください。これは先ほど申し上げた未然防止から重大事態に至るまでのそれぞれの段階ごとの取組の視点と、具体的な取組を一表にしたものです。未然防止はもちろん重要ですが、特に重要なのは2番目の早期発見と3番目の早期対応です。

早期発見の柱としては、子供たちからのサイン、声をまず上げさせるという取組、そしてその上がった声を確実に教員がキャッチするということを柱としています。

また、早期発見、早期対応、重大事態への対処と、どの段階にあっても常に保護者・地域の連携は不可欠ということで、それぞれの段階に柱として立てています。

具体的な取組については、この後、次のページで御説明申し上げます。3枚目を御覧ください。ポイントとなる取組を中心に説明をさせていただきます。

未然防止の段階では、まず学校が組織として取り組むということで(1)の学校いじめ対策委員会を全校で設置して、ここが集中的に情報を共有して指示を出すということでもあります。

(3)ですが、先ほど担任に相談するという子供が35パーセントにとどまっていると申し上げましたが、やはりこれを上げていかなければならない、相談できる、頼りになる関係を担任との間に構築するというので、日頃から、積極的な担任からの働

き掛けが重要と明記しております。

また、その左下の（４）ですが、学校サポートチームを全校で設置すると示してあります。警察や児童相談センター、民生・児童委員や福祉の関係者など、外部の委員を含むチームとして学校に常設します。未然防止の段階から重大事態に至るまで、学校と連携を取るという組織を設置するという一方で、小・中学校にはもう全校に設置しております。都立学校にはこれから設置していく予定でございます。

右側で右下（３）には子供たちの自主的な取組として児童会・生徒会における取組、それから右下、（４）には都教育委員会によるいじめ防止カードの作成・配布とあります。

これはどのようなものかといいますと、単にいじめはいけないというカードでは、子供たちの行動につながりませんので、オーストラリアで子供たちに配布しているカードを参考にしているものです。これは、いじめはいけないと表題がございまして、この裏に大事なことが書いてあります。もし誰かがあなたをいじめようとしたらどうしますか、こうしましょう。あなたがいじめられたらどうするか、こうしましょう。誰かがいじめられているところを見たら、あなたはこうしましょうといった取組が具体的に書かれてありまして、こういうカードを参考にしていきたいと考えております。

１枚めくって４ページは早期発見の様々な取組が箱で示してあります。左上のいじめの「見える化」では、今回全校に配置したスクールカウンセラーに、いじめが多く発生しがちな小５、中１、高１の全ての児童・生徒に面接をしてもらって相談することの意味とか、スクールカウンセラーがいるということ自体も子供たちに分かってもらうという取組を進めることとしております。

左下では、先ほどの担任への相談、スクールカウンセラーへの相談もございしますが、２の（２）として、それだけではなくメールで子供たちが学校に相談できるような仕組みを構築するなどが書いてあります。

右側へいって、組織としていじめを確実に発見するという一方で、「いじめ発見のチェックシート」というものが（４）にあります。これは子供たちの表情や忘れ物、服装の乱れなど、様々な観点を設けて、それを担任がチェックするというシートを活用していただくという取組です。

さらに、先ほどから申し上げているとおり、保護者との連携として保護者会の活用なども早い段階から行っていくとしております。

5 ページ、早期対応でございます。ここでは、まず左下のとおり、被害の子供を守る、そして加害の子供を指導するということが柱ですが、先ほど申し上げたとおり、2の(3)として勇気を持って周囲の子供がいじめを見たという声を上げた場合は、その声を上げた子供を学校はきちんと守り通すと宣言して、具体的な行動をとるということを示しています。

右側へいって、先ほど申し上げた学校サポートチームの連携や、保護者会を開催し、この段階における情報提供を行うことなども位置付けております。

6 ページを御覧ください。最悪の事態を回避するために、被害の子供を全力を挙げて守ることが重要ですが、こうした取組にもかかわらず、不登校とか命を絶つといった深刻な事態に至ってしまった場合の対処が書いてあります。

また、加害の子供に対しては様々な指導をしていくわけですが、場合によっては左下にあるとおり、懲戒や出席停止、また、家庭の状況などを踏まえ、その加害の子供、あるいはその加害の子供の保護者へのケアも必要ということで(4)として書いております。

右側には関係機関、所管教育委員会との連携、保護者との連携が書いてあります。

最後に右下、いじめ防止対策推進法に基づく対応として、こうした重大事態が発生した場合には、法の第28条に基づいて所管の教育委員会が「重大事態調査委員会（仮称）」などを設置して事実を調査するという内容です。

7 ページを御覧ください。ポイント I の柱とした組織的な対応をイメージ図化したもので、全校に設置する学校いじめ対策委員会を柱として、未然防止から重大事態への対処まで、この対策委員会が中心となってこうした取組を展開してまいります。

右側は、それぞれの段階でどのような役割があるかを表にまとめたものです。これは担任、管理職は全ての段階で、それぞれの立場から積極的に関わっていくことを当然のこととして示すとともに、この学校いじめ対策委員会が、どの段階で何を行うのか、誰が担当するのかを右側に例示しています。こうした組織的な取組の役割分担を示したところです。

8 ページを御覧ください。これは先ほどのポイントⅢとした、周囲の子供にどう働き掛けるかを図式化したものです。問題意識としては先ほども説明したとおり、周囲の子供がいじめを見ても何もしないということを改善することが不可欠ということで、下に都教育委員会の取組、区市町村教育委員会の取組、そして一番下に学校の取組として、いじめを見て見ぬふりせず声を上げられる学校づくりに向けて、具体的な取組をしていくと示してあります。声を上げて大丈夫だ、守ってもらえるという取組を列挙しております。

9 ページ、10 ページは先ほど説明しましたので、最後11 ページを御覧ください。今後の方向性です。国のいじめ防止対策推進法には、それぞれの地方でいじめの防止の基本方針を策定し、更に条例で地方のいじめ問題対策連絡協議会（仮称）を設置することという定めがあります。また、基本方針も国から示されていることを受けて、東京都では、仮称ですが、いじめ防止条例、基本方針の策定や対策連絡協議会の設置を柱とした条例を平成26年第1回都議会定例会に案として提出する予定です。

また、いじめ防止の基本方針、そして本日^ま縷^ろ御説明した様々な総合対策、これらについてはこの条例に基づいて来年3月を目途に策定していく予定です。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、御意見、御質問等はございますか。

【内館委員】 最初に9 ページで、いじめに関する意識調査があります。いじめの原因として「ストレスがたまっている」、「いらいらしていることが多い」ということですが、この「ストレスがたまっている」の具体的な内容は何が挙げられるのでしょうか。よく言われていることは、塾が忙しい、遊ぶ時間がないなど、いろいろなことが言われていますが、これほどまでに「ストレスがたまっている」という回答が多いと、これは一体何なのだろうか、それを取り除く必要もあるのではないかとということが1点です。

それと、やはり加害生徒側のこともいろいろ考える必要があると思うのですが、6 ページに「加害の子供への働きかけ」が具体的に四つ出ていますが、過去にこれに近いことはやったことがあるのかどうか、あるいはこういうことを現実にやっている学

校があるのかどうかを少し伺いたいと思います。2点です。

【指導部長】 まず、ストレスの内訳については、実は詳しい分析はしていません。学校生活、友達との人間関係、また家庭でのストレスといったものが含まれるとは考えておりますが、この段階でストレスの分類については行っておりません。

それから、6ページの取組については、重大事態になった場合は、こうした取組は多くの学校で既に取り組まれております。ただ、左下の「加害の子供への働きかけ」のうち出席停止については、小・中学校の場合はそれぞれを設置する教育委員会が行うものであること、また、そこに至るまでに学校が指導を重ねていくことが重要ですが、いじめで出席停止になったという事例は、東京都においてはございません。

【内館委員】 今伺っていて少し本末転倒だなという気がしたのですが、加害する側の子供のストレスをまだちゃんと分析せずに、こんな11ページにもわたる、何か机上の空論みたいなことを作っていて、私はこれは根本的に違うのではないかという気がするのですね。

やはりこれだけの子供がストレスがたまっている、いらいらしていると言っている以上、それがいじめの原因の大きな一因であることが分かれば、それをまず取り除くために、一つの大きな要因になるわけで、その際、現状ではまだ分析しておりませんというのは、少し違うような気がするのですね。至急やるべきだと思います。

【指導部長】 はい。

【委員長】 多分この件に関しては行われていないと思いますが、子供が受けるストレスについてはかなり研究者がいますので、子供たちがどういうストレスを受けているかという研究は相当あると思います。データが少ないので使えるかどうかは疑問ですが、いろいろな教育雑誌に投稿がありますので、少し私も探してみますが、事務局でも探して、一遍懇談会のときにでも出してください。

【指導部長】 分かりました。

【乙武委員】 2点あります。1点は僕が教員をしていたときの実感ですが、やはり発達障害のあるお子さんは、割といじめの対象になってしまうケースが多いと感じたのですね。具体的にいじめを受けてしまったお子さんのどれぐらいの割合が発達障害のあるお子さんだとかいうデータはあたりしそうですでしょうか。

【指導部長】 いじめを受けた子供の数は調査で把握しておりますが、今おっしゃられた、どれぐらいの割合で発達障害の子供がいるというデータについては把握していません。ただ、先生御指摘のとおり、そうした事例があることは把握しております。

【乙武委員】 近年知られるようになった概念ですので、教師の側もなかなか適切な指導ができていないケースが多かったり、また子供たちの中でもその違いが目に見えるにくいために、「何でこいつは、こんなカチンとくることを言うのだろうか」とか、「何でみんなと同じように、こういうふうにはできないのだろうか」という思いがいじめにつながってしまうのだなというケースをすごく間近で見てきたもので、子供たちに発達障害の子供たちの特性をどう理解してもらえるのか、そうした教育をしていくことも、このいじめ防止につながっていくのかと感じました。ひとつ御思案いただければと思います。

2点目です。やはりこのいじめという問題と不登校という問題は切っても切り離すことができないものかとは思いますが、少し今このペーパーを拝見した限り、不登校について触れた箇所はなかったように思うんですね。どうしてもいじめを受けると学校に行きづらい、それが不登校につながっていくという意図は自然の流れかとは思いますが、やはり教師の側も、また保護者の側も、なるべく自分の子供が不登校になるという事態は避けたい、学校は行くものだという思いがあるからこそ、子供はやはりそういう思いを敏感に感じ取って、「そうだ、やはり学校は行かなくちゃいけない」ということで、いじめられているにもかかわらず、どんどん我慢に我慢を重ねて、結局命を絶つというケースにつながってしまっているということも多いと思うんですね。

ですから、教育委員会として、またそれぞれの学校として、不登校というものをどう捉えるのか、やはり絶対してはならないことだという捉え方として指導していくのか、それともやむを得ないケースもあるということでケース・バイ・ケースで認めていくのか、そういう辺りがある程度示唆しておくことも、子供たちの逃げ道を用意するという意味で、しっかりと検討すべき課題としてこの中に盛り込んでもよいのかなということを思いました。

【指導部長】 ありがとうございます。発達障害については、未然防止のところに

「いじめに関する研修の実施」と書いておりますが、各学校における発達障害についての理解を深める校内研修は今既に、かなり多くの学校で行われておりますので、これを盛り込んでいきたいと考えております。

また不登校は重大事態の一つで、いじめによって不登校になるということは重大事態ですので、これに至らないようにするために未然防止から早期対応まで様々なことに取り組んでいるということで、そのことについても分かるようにしていきたいと思っております。

【乙武委員】 よろしく申し上げます。

【指導部主任指導主事】 事務局でございます。今の御質問で、先生から御指摘がありました不登校の子供についてですが、6ページの重大事態への対処のところ、1の(4)で、いじめが原因で不登校になっている被害の子供への措置ということで一つ考えられることは、区市町村が設置している適応指導教室等に通級する、そういう措置も考えられるということについては記載してございます。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【山口委員】 内館委員もストレスがたまっているとおっしゃられましたが、やはり本当に社会が変わってきている、私たちが子供の頃は、ストレスなどという言葉すら知らなくて、子供がストレスというものとは無縁なものであったように思います。子供が抱えているわけではなくて、社会全体がそういうものを抱えているということで、子供時代からストレスの原因を取り除くことはもちろん大事だと思うのですが、それについて、ある程度ストレスをあるものとして克服していくとか、発散ばかりしてはいけないので、ストレスをある程度はあるものとしてやっていくような取組も、恐らく必要な時代になってきているのかなというような感じがします。

それと、もうストレスと共生して生きていかないといけない時代になっていくわけですね。それは大人になってからも同じことなので、そういうことも必要かと思いました。もしかしたらそういう取組も考えられているのかもしれませんが。

もう一点ですが、これもやはり時代の変化だと私は非常に強く思ったのですが、保護者に相談するという率は非常に高いのですね。私の頃は親になんか言えないよということが非常に多かったにもかかわらず、逆に言うと親とは緊密というか、親密な関

係を保てているのだなということは、一つ変わってきていることだと思いますね。

ですから、親が情報をたくさん持っている。また、自分の子供に対しての情報は持っていないなくても、やはり母親のネットワークはすごくて、自分の子供がというよりは、あの子がこう、この子がこうというようなことを非常によく知っていらっしゃる場合があります。小学校でも中学校でも面談があるので、そのようなときに先生方がそのお子さんだけではなくて、学校生活についてどうですかというようなことを聞くことにより、情報を持っておくことがまず一番大事だと思いますので、先生方に非常に助けになるような気がしました。

それから、このスクールカウンセラーへの相談が6パーセントということも非常に低いなという印象を受けました。それはある種もっともといえどもですが、やはり何かいじめを受けているような子供は警戒心が非常に強いですから、保健室に行くとかスクールカウンセラーのところへ行くということ自体も非常に見張られているというか、はばかれるという事態が強いような気がするのですね。

ですから、スクールカウンセラーを学校の外に置くということはまた難しいことだと思うのですが、そのスクールカウンセラーへの相談の仕方とか、何かその辺りを少し工夫しないと、せっかくいい方がおられるのに、様々なそういう警戒心とかの中で相談できないという事態がもしかしたらあるのかもしれないので、その辺りを少し検討していただくとありがたいなと思います。

あと、子供たちへの啓発活動で、私もスポーツに関わっておりますので、例えばサッカーのFIFAの大会などは、差別をなくそうというようなものを選手たちが横断幕を持って入場したりというようなこともしています。日本でも、私も働き掛けをしますが、様々なそういうスポーツイベントなどにおいてフェアプレーとか、いじめをなくすというようなことを、これは子供だけではなくて社会へというようなことで取り組んでいけるように働き掛けをしていこうとは考えています。

【指導部長】 今、最後のお話ですが、先ほど見ていただいたいじめ防止カードを初め、オリンピックやアスリートの方にも一緒になって子供たちへ働き掛けていく取組を進めていきたいと思っております。

【竹花委員】 確認ですが、この専門家会議の検討状況については教育委員会に御

報告を頂いて、こちらの意見も申し上げ、またそれに基づいて御検討いただきましたが、これが最終的な御報告だと考えてよろしいですか。

【指導部長】 専門家会議の検討結果をまとめたものでございます。最後に御説明しましたが、この後、都教育委員会としての総合対策として3月までに具体的にまとめていく予定でございます。

【竹花委員】 この専門家会議の中に学校関係者の方がおられましたし、また皆さんもいろいろな学校関係者の方々の御意見も伺っていると思うのですが、学校現場では、こういういじめ問題が、こんなに大騒ぎするような大きな問題だと考えていない学校あるいは教職員は多数おられるのではないですか。自分の学校にはそんな問題はないですよと考えている方々が結構おられるのではないかと思うのですが、そういう状況については、この専門家会議では何か議論になりませんでしたか。

【指導部長】 この会議には小・中学校、高等学校、特別支援学校の校長先生にも参加していただいておりますが、それぞれの校長先生からは、このいじめ問題についてはかなり神経質になって取り組んでいると伺っております。小さいいじめの早い段階から対応するということが取り組まれているということでした。

ただし、ほとんどの先生方はもうそのように行っているのですが、中には先生方の中でも、やはり子供との人間関係を作るのがうまい先生と、やや苦手な先生とか、相談を受ける先生と受けない先生がいるという教員間の指導力の違いということは校長先生からお話を頂いております。

【竹花委員】 ありがとうございます。少しそれをお伺いした上で、これから東京都教育委員会としては条例を策定する、基本方針を来年の3月を目途に策定していく、それから総合対策を出すということで、これも来年3月目途ですか。そして基本的にこの専門家会議の報告を基に作っていかれるであろうと思いますので、しっかりとした検討をお願いしたいと思うのですが、現下の区市町村教育委員会の取組状況について何か御承知ではありませんか。

【指導部長】 区市町村は、独自にそれぞれの地域の実態に応じて既に様々な取組をしております。

例えば大田区などでは、子供たちに、最近少し授業がつまらないとか、学校に行き

たくないことがあるとか、体の具合が悪いとかいった、子供たちが自分をチェックする、それをすぐ学校全体で把握して、その子供を呼ぶ、あるいは保護者も早い段階で呼んで、どのようにしているかというような取組や、また教育相談の研修を行うとか、区市町村教育委員会はそれぞれ様々な取組を進めております。

【竹花委員】 3月に都の基本方針とか総合対策を出すまでに少し時間がありますので、今進めている区市町村教育委員会の取組を少し集約して、これと余り大きな齟齬が生じないように、それは妥協しろという意味ではなくて、そこでやっている中で、これは面白いというようなものがあるのであれば、それはまた新たに取り組むということも含めて、区市町村教育委員会でも、恐らくこの問題については真剣に取り組んでいると思うので、その知恵もうまく取り込んだ形で総合対策を行ってほしいと思います。

また合わせて、こちらで考えようとしている方針の中で、この委員会を設置すること、調査をすること等々、あるいは担任の役割、校長の役割、委員会の役割等々、様々な役割を各人に持たせようということでもかなり整理してありますので、こうした問題について区市町村教育委員会の側の意見も少し聞いて、改善できるところがあったら改善してほしいと思います。

というのも、やはりいじめ問題で最も大きな中学校、小学校は、都立のものはほとんどありませんので、区市町村教育委員会が本当にしっかりとした取組をしていただけるかどうかにかかると思うので、それがスムーズに進むように、東京都はこれをして、後は君らがやってくれということにならないように、格段の配慮をお願いしたいと思います。

来年の3月までにまだもう少し時間があるので、そうした点での区市町村教育委員会との連携がより密接になるようによろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、こういう総合的な取組をして、初めての取組も幾つかあると思うのですね。スクールカウンセラーに全生徒に面談をさせるというようなことも含めて、こういう取組の成果をどう検証していくのかということをよく検討して考えてほしいと思うのです。

今、調査をしていて、これは1万名の調査ですが、いじめについて自分はこんなの

を見たことがある、自分がやられたことがあるという子供たちはたくさんいるわけですが、こうした状況が、こういう新しい施策を行った結果、どのように変化していくのかもきちんと見られるようにしてほしいと思うのです。

そうしませんと、やりっ放しという、学校は教えたなら教えっ放しという教育行政の弱点をまたそのまま引きずるようなことになりかねませんので、何がこういう取組の成果を示し、また課題を示すのか、明らかにしていくのかを見る手法を考えてほしいと思うのです。

今、乙武委員からもお話がありました。実は不登校はこのいじめの一つの非常に重大な結果で、それはもうみんな認識していたのですが、不登校は中学生においては3パーセントに上った時期が長く続くのです。今ようやく少し、東京都の場合には2.8パーセントぐらいになりましたか、それでも0.2パーセントしか違わない。結局40人も子供がいれば、そこには必ず二人ぐらい不登校の子供がいるという状態がずっと継続してきたという歴史があるわけです。

一つのメルクマールは、こうした不登校の子供たちがどれくらい減っているのかも、この取組が本当に効果を持ったときの一つの指標だとも思います。そういう点を含めて、これも成果を数字で求めると、また変なことになるので、そこをうまく考えながら、どの段階で客観的にこの取組の成果を明らかにし、課題をまた見付けられるようにしていくのかについても、来年3月までにしっかり検討して、そうしたことが分かるような対策にしてほしいとお願いいたします。よろしくお願いします。

【委員長】 私も少しコメントがあります。正直なところ、全体のこのプランを見て、やはり子供たちの参画という観点が少ないという気がします。

8ページに学校の取組として、子供たちが勇気を持って情報を伝えるということが書いてありますが、先ほどの調査のグラフを見ると、事務局で四角の赤で囲った2番目、これは9ページですが、「学校のいじめをなくす努力がたりない」ということに対して、先生方は、8パーセントぐらいがそう思っているのだけれども、子供たちは30パーセントを超えているんですね。

子供たちがこういう答えをしたということは、子供たちと対話することによって、こうすればよいという案が出てくるかもしれないという気がするのです。子供

たちを参画させるという試みは各先進国でかなりやっていますので、その辺の努力を是非お願いしたいと思います。

それで質問ですが、どこの学校でもよいのですが、生徒を巻き込んでいじめ対策をして、うまくいったというケースはありませんか。

【指導部主任指導主事】 一つの例で、市部ですが、子供議会というものと生徒会等の取組を通して、各学校の生徒会が集まって、そういう議会を開いた。そのことによって子供の意識が向上して、いじめが減っていったという例も報告は受けています。

【委員長】 もう一つ気になることは、例えば子供たちは、保護者には必ずアピールするのですが、先生にもある程度こういうことがあったということが伝わるわけですね。それに対して、先生方の対応が組織的にできていないのではないかという気がします。このぐらいのケースだったら、もっと学校の中の大きな委員会、今だと学校いじめ対策委員会ですか、このようなところへ持ち上げる、そういう一つの基準を作っておく必要があると思います。

その点、またオーストラリアの話ですが、実にきちんとしたシステムができています。ある子供に対して週1遍、クラスから二人代表が出て、いろいろな話をするのですが、その中で少しでもいじめらしいことがあったら、それを先生に報告します。先生はそれを、日本で言うと、学校いじめ対策委員会、校長と副校長並びにカウンセラーから成る、もちろん担任の教諭も入りますが、トップの委員会へ持って行って、そこで議論して、これは大したことはない、これは重大な事件だということでそれぞれの対応を考えています。

やはり少しシステムを作る必要があると思うのですが、その辺はいかがですか。

【指導部長】 この対策委員会においては、ささいないじめであるというものであっても、全て集約するということは当然行うわけで、その段階で担任がまず解消に努めるわけですが、今、委員長からお話のあったように、何をどうするかというようなことについて、各学校で実行性を持った情報の共有ができるようにしていく必要があると思います。

【教育長】 実は今の委員長の御指摘が非常に大事な点だと考えていまして、ポイ

ントは、基準というか漏れなく上げていくようにしないと多分駄目だろうと考えています。いじめを見落としたケース、担任が対応できなかったケースは、要するに担任がそれは大したことはないのではないかと考えて、ところが、実態、水面下ではそれは、かなり深刻な状態で進んでいる場合もあります。

基本的にこの組織を作って、組織で対応するということは、教員が把握したいじめについては基本的に漏れなくこの委員会に上げていく、そこで皆で情報を共有し判断をしていくというシステムを学校の中で作ることが大事だろうと思っています。

【委員長】 全く同感です。

もう一つ質問ですが、この学校いじめ対策委員会と学校サポートチームの関係はどうなるのですか。

【指導部長】 学校対策委員会は校長をトップとした校内の教員の組織、サポートチームは……。

【委員長】 外部の方ですね。

【指導部長】 そうですね。ですから、未然防止の段階から、何か起きてからサポートチームに手伝ってくれと言っても無理ですので、まず日常の段階から定期的に会議を持って、何かあったときは、それぞれの警察や民生・児童委員や福祉の関係者に具体的に助言してもらおうという関係を構築していくということでございます。

【委員長】 分かりました。いずれにしても、私は、やはり子供たちをもっと巻き込まなければだめだと思います。それを御検討いただきたいと思います。

【内館委員】 済みません、1点いいですか。これは神奈川県のことなので、分からないかもしれないのですが、10ページで、この自死した子は転入前の学校でもいじめを受けているということですよ。これはこの生徒側に、前の学校でもいじめられ、ここでもいじめられというのは、何か理由というか原因はあったのでしょうか。

【教職員研修センター教育開発課長】 この生徒は、やられて黙っているような生徒ではなくて、外に発散する、対応する生徒で、その対応の仕方をからかわれているというようなケースと聞いています。

【委員長】 よろしいですか。

【内館委員】 はい。

【教育長】 先ほど乙武委員からお話があった発達障害のことについて少し補足しますと、発達障害の問題は、学校で今直面している非常に深刻な問題で、子供にとってもいじめにつながる、あるいは不登校につながる、最終的には高校の段階になると中途退学にまでつながっていく問題です。

この発達障害の教育の在り方について、今これとはまた別に、発達障害に関わる教育の在り方をこれから先どのように組み立てていくのかという東京都としての指針とございますか、方針とございますか、それを定めるために別途委員会を作っておりますが、年度末までの予定ですから、また改めてここでその進捗状況については御報告する機会があると思いますので、よろしく申し上げます。

【委員長】 是非よろしく申し上げます。

それでは、報告事項（２）については報告として承ったということで処理をさせていただきます。

（３）平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都独自の調査）の結果について

【委員長】 報告事項（３）平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都独自の調査）の結果について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 本年7月に行われた東京都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

調査の概要は資料に示しているとおりで、例年どおりです。この調査の結果ですが、「別紙1」を御覧いただければと思います。小学校では国語、社会、算数、理科、中学校では国語、社会、数学、理科、英語のそれぞれの得点の分布を示しております。

この見方は、まず縦に黒い線で目標値を示しています。これまでは設定通過率と言っていました。これは指導している教員が、ここまでできればおおむね満足できるという教員の指導目標・期待値として、例えば小学校の国語でしたら21問中15問できれば、よいのではないかというものです。

その左側の赤線は今回の子供たちの平均正答率です。

そして、更にその左側の水色の点線は、平均正答率マイナス5パーセントという数字であります。これは正しい考え方、解き方で解いたけれども、うっかり間違えてしまったという誤差を考慮して、マイナス5パーセントの幅を持たせたものであり、この平均正答率マイナス5パーセントより右であればおおむね学習が定着しているという判断をするための線です。

つまり、この平均正答率マイナス5パーセントの線より左側は不十分ということになり、小学校の国語の場合は31.2パーセントの子供が該当します。これを下位層と申し上げておきます。

この下位層の多い項目は、右上の小学校の算数で、40.3パーセントと高くなっており、これを見て分かるとおりに非常に平らな幅広い分布になっております。これは分からない子供が多いという分布になっているということでもあります。

一番左下、中学校の数学を見ると、下位層が40.4パーセントと、この九つのグラフの中で最も高い数値を示しており、期せずして今回、小学校でも中学校でも算数、数学に下位層の偏りが見られるという結果が出ております。

1枚目にお戻りください。今のグラフで説明したとおりで、平均正答率マイナス5パーセントに達しなかった児童・生徒の割合が低いのは中学校の国語ですが、小学校の算数と中学校の数学は下位層が多いという結果になっております。

また、右側は昨年度の調査と下位層の増減を比較したもので、一番右側に「昨年度との比較」と書いて赤い網掛けをした教科はマイナスになっていて、下位層が減っている教科であります。これに対して白くなっているところ、先ほど申し上げた小学校の算数や中学校の数学などはプラスになっていて、下位層が増えているという状況がここから見て取れます。

中段ですが、その小学校の算数と中学校の数学のグラフを大きくしたもので、目標としては先ほど冒頭に申し上げた目標値、小学校の算数でしたら35問中24問以上できるようにするためにどのような方策を取っていくべきかを検討していかなければならないと考えています。中学校についても同様で、目標値まで引き上げていくということです。

中段の右側は学校に対する調査で、児童・生徒は意欲的に勉強していると思いますかという調査したところ、意欲的に勉強していると回答した学校ほど、算数、数学の正答率が高くなっています。意欲的に勉強していれば正答率も高くなるという当たり前のことですが、これは実はそうではなくて、つまり算数、数学の正答率の高さと、意欲的に勉強するということは、算数と数学だけ意欲的になるのではなくて、学校で取り組む勉強、行事、学校生活全てに意欲的に取り組めるようになるということで、この算数、数学が分かることが、実は学校生活全体に対する意欲の向上とも関係しているということを含んだ結果になっております。

こうして見てまいりますと、算数と数学は系統性が強い積み上げ型の教科で、分からないまま上級の学年に進学すれば、当然その学年でも分からないものは増えていくわけで、更に今申し上げた学校の学習全体、ほかの教科に対する意欲の低下まで招きかねないというところで、このつまずきを少なくしていく指導の工夫が必要だということなのです。

具体的に説明します。3枚目の「別紙2」を御覧ください。今回の中学校の数学の問題では、中学校1年で学習する「文字と式」という分野からこのような左側にある問題を作りました。マッチ棒で正方形を作っていきます。このマッチ棒の数と正方形の数を文字で表すという問題です。

ここに出てくる和夫さんと美佳さんは、それぞれ正しい式を作るわけですが、考え方が違います。和夫さんの場合は、この下の図のイに当たる考え方をします。イは一番左側の四角、マッチ棒で4本あるものを4とします。そして右に順に3本ずつで一つずつ正方形が増えていきますので、3本の3とでき上がる正方形の数から一番左側の1個を引くということをして $(n - 1)$ とした考え方です。

これに対して美佳さんは、この図のアの考え方をしました。それぞれ正方形の中に1本ずつ重なっている部分があります。したがって、正方形の個数に4本を掛けて、そこからこの重なったマッチ棒の1本ずつを減らしていく、引いていくという考え方です。

この図の捉え方と説明の仕方を正しく捉えられた子供はどれぐらいいたかというものが一番下にありまして、約半数ということは、半数の子供はこれできていないと

いう結果でした。

よくよく分析して、この問題のどこでつまづいたかを調べてみると、例えば右側ですが、この和夫くんが立てた式の4とか3の、そもそもその数字の意味が分からない子供の場合は、実は小学校4年生の「伴って変わる二つの数量の関係」でここを学習しておきませんと、このことが分からないということになっておりまして、ここでつまづいた子供は小学校4年生まで戻って学習しないと、いつまでも分からないということになります。

また、今説明したマッチ棒のまとまりの囲み方と式の関連付けが分からない子供は小学校5年生の「数量の関係の見方や調べ方」まで立ち戻って学習しなければなりません。今回これは中学校2年生の子供が調査の対象になっておりますので、以下この(n-1)、「文字を用いた式」とか、それぞれどの時点で分からなくなっているかによって、その子供が立ち戻る学習内容は変わってくるという資料です。

1枚目にお戻りいただきまして、以上のようなことから算数、数学を中心に今後の方向性として、都教育委員会としては、東京都全体の学力を把握して、基本方針を作成して、様々な施策を行っていくという内容であります。習熟度別指導の効果的な進め方なども都教育委員会が示していきたいと考えています。

一方、区市町村教育委員会も既に、例えば独自の学力調査とか様々な取組を実施しているところです。区市町村の地域ごとの取組を更に進めていただこうと考えています。

そして最後に学校は、それぞれ一人一人の子供に応じた、今申し上げたような個に応じた指導を進めていくということで、これからこの結果を受けて取り組んでまいりたいと思っております。

本日の資料と併せて児童・生徒の学力向上を図るための調査報告書を配らせていただきました。随分厚い内容ですが、昨年度と大きく変えた点が二つありますので、その部分のみ説明させていただきます。

この冊子の9ページは、小学校の問題の、どの学年で習うどのような内容から出題して、正答率はどれぐらいだったかが8ページに示してありまして、その右側に、これができなかった子供が、どこの段階に立ち戻らなければならないのかを「主に立ち

戻るべき学習内容等」として、学年と内容を新たに今回から示すこととしました。中学校についても同様です。

もう一点は、前回、国の学力調査についても説明しましたが、238ページを御覧いただけますでしょうか。ここには全国学力・学習状況調査の結果を示しております。実はここで前回説明した上位県との比較ということで、この上位県は秋田県ですが、この秋田県との子供の意識の比較、正答分布の比較なども示して参考として載せておきました。説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの件に関して御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 後半で御説明いただいた、これはどういう間違え方をすると、どこが分かっていないから、どこに立ち戻ればよいという分析は本当に素晴らしいと思いました。実際に子供たちを指導していても、間違っていたからやり直させるということまではできても、どのようにやり直させたらよいのかが、やはり子供たちによって違ってくるので、適切な指導ができているのかは、教師一人一人がかなり不安を抱えているところだと思います。実際にこうした基準がきちんと示されると、教師は、それも指導をしやすくなる、またそれによって子供たちも、自分はどこが分からないのか、課題を把握することができるという意味で、とても適切な分析であると思いました。

問題は、この分析どおりに進めていくとなると、一人の教師があらゆる場面を教えなければならなくなってくるので、人材の確保、時間の確保をどのように行っていくのか、この辺りをしっかり整備できれば、学力の底上げがかなりできるようになると感じました。質問ではなく感想です。

【竹花委員】 2ページ目の「別紙1」ですが、目標値と平均正答率に大きな格差のある教科は、御指摘の中学校の数学以外に、理科と社会です。これはどうしてだと考えていますか。

【指導部長】 社会については、地図とか年表といった資料から、どういう傾向があるかを読み取るという問題に大きな課題があることが明らかになっております。

それから中学校の理科については、観察・実験から何が分かったかは分かるわけで

すが、その分かったことを基に、では、どういうことが言えるのかを考察する問題については、やはりできない子供が多いというところがありまして、この辺りが教員が指導してできるようにすべき目標値との開きになっている、また山の分布のピークも、このマイナス5パーセントよりもやや左に偏ったところがありますので、こうしたところを重点的に指導していく必要性が明らかになっております。

【竹花委員】 それをこの「別紙2」の算数のように分析すると、かなり学年を遡って立ち戻らなければ、勉強し直さなければいけない問題なのか、それとも、どうも今聞いていると、論理的な思考力に問題があるような気がするのですが、この社会と理科は立ち戻らなければならない教科なのですか。

【指導部長】 先ほど、できる子供の少なかった問題、弱いところを申し上げましたが、実はそのベースになる基礎的な知識・理解、例えば香川県がどこにあって、香川県の1年間の気候はこうだ、北海道はどこにある、新潟県はどこにあるという問題があります。こういう社会的事象とか気候についての基礎的な知識・理解の部分も必ずしも十分とは言えないという結果もあって、そういう基礎的な部分をきちんと指導していくことも、もう一つの大きな課題でございます。

そして、1枚目の一番左側にある東京ベーシック・ドリルは、今申し上げたような基礎的な知識・理解を確実に何回も繰り返して定着するというドリルを現在作成しておりまして、そういうベースに立って、先ほど申し上げた複数の資料を分析する力などを高めていくことに結び付けていきたいと考えております。

【竹花委員】 分かりました。この分析はこれからも毎年度やり続けて、その問題の克服状況を少し検証して見ていっていただきたいと思います。

【委員長】 竹花委員の発案により分布を示すことになったわけですが、分布を見ると、小学校の算数では多少平たい分布になっていますが、小学校では、少し右へ、成績の高い方へ寄った分布になっていますから、算数は若干問題があるにしても、良い傾向だと思います。中学校になると、国語以外はそれがなくなってしまっているのので、ここがやはり東京都の大きな問題だろうと思います。

非常に面白いことは、国語については小学校と中学校の分布はほとんど同じなんです。これは教科の特性ですかね。ですから、何年か積み上げてみないと分からない

と思うのですが、この平成24年以前のデータはあるのですか。

【指導部長】 あります。

【委員長】 できれば一度懇談会にでも出していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【指導部長】 データはあります。

【委員長】 経年的な変化も少し見たいと思いますので、よろしく申し上げます。

【指導部長】 分かりました。

【委員長】 それでは、この件も報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

12月19日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程をよろしく申し上げます。

【教育政策課長】 次回定例会は12月19日木曜日、午前10時より教育委員会室にて行う予定でございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前11時33分)